

第2回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

▽日 時

令和6年1月19日（金）18：30～

▽場 所

世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室

▽出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、明石委員、天野委員、川松委員、小枝委員、小橋委員、田中委員、中板委員、平本委員、松田委員、宮崎委員、山本委員、吉田委員

▽欠席委員

池田委員、石渡委員、木田委員、丹羽委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、木田児童相談支援課長、伊藤保育課長、河島児童相談所長、工藤児童相談所副所長

▽資 料

資料1 世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～令和11年度）の中間見直しについて（諮問）

別紙1 諮問文

別紙2 臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）の設置について

別紙2-1 世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の策定について（概要）

参考資料1 世田谷区社会的養育推進計画【概要版】

参考資料2 世田谷区社会的養育推進計画

資料2-① 令和5年度における里親部会の開催状況について

資料2-② 令和5年度における措置部会の開催状況について

資料2-③ 令和5年度における児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について

資料2-④ 令和5年度における保育部会の開催状況について

資料3 令和4年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告について

資料4 児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みについて

▽議事

嶋津課長

それでは、皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、令和5年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます世田谷区子ども・若者支援課長の嶋津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は議事録作成のために速記者による記録をさせていただきますので、あらかじめ御了承のほう、よろしくお願いいたします。

着座にて進行させていただきます。

今回は対面とオンライン、Zoomを併用した会議ということで、させていただきます。御協力のほう、よろしくお願いいたします。Zoomで御参加いただく委員は小橋委員、田中委員、中板委員、山本委員から事前に御連絡いただいております。一部、ちょっとまだ入っていない方がいらっしゃると思いますが、これから入っていただけるものと思います。会場にいらっしゃる方は予定どおり全員御参加ということで、お越しいただいております。

本日、御発言の際は、挙手または挙手機能を使っていただきますよう、お願いします。会場参加の委員の皆様におかれましては、あちらにスクリーンがありますけれども、スクリーンでそれぞれ御確認いただければと思います。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料について確認させていただきます。まず次第、世田谷区児童福祉審議会委員名簿、続いて世田谷区児童福祉審議会行政側名簿、右上に番号が振ってあります、資料1から4がございます。不足している資料がありましたら挙手をお願いいたします。オンラインの皆様につきましては事前にメールで、また郵送でも資料をお送りしておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

本日、会議の開催に当たりまして世田谷区長、保坂区長より御挨拶を申し上げます。

保坂区長

皆様こんばんは。世田谷区長、保坂でございます。また今年もよろしくお願いいたします。

1月1日、元日に能登半島で大きな地震がございまして、200人を超える方が亡くなり、また、今この瞬間も体育館で避難生活をされている皆さん、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。区でも支援本部を立ち上げまして、能登半島地震災害支援金という、自治体に直接お渡

しをする形を立ち上げましたので、皆さんの志をできるだけ早く被災自治体に届けていくという活動をしていきたいと思いをします。

改めまして、松原委員長をはじめ委員の皆さんには、世田谷区に、とりわけ子どもの命と健康、そして養育環境等、大変重要な問題をこの児童福祉審議会の場で御議論いただいていることに心より感謝いたします。児童相談所がスタートしたのが2020年、4年目の春を間もなく迎えようとしております。この間、試行錯誤もありましたし、また、東京都の23区の中でも3か所、一応先行してできるということで、今、後続の自治体が次々と児相を開設し、開設しないというふうに一旦止めている区もありますけれども、多くの区では開設に至っております。

こういった中で、児童虐待通告が非常に多かったり、また、様々な児童虐待のシチュエーションも、例えば教育虐待とか、そういった形で、必ずしも家庭の困窮、貧困ということではない、別の形での子どもの人権侵害などが起きているというふうにも聞いております。

また、先ほど養育というお話を申し上げましたけれども、施設から里親へという大きな流れを受けて、里親さんを、そこでも多くしていこうという御努力を各方面の皆さんに呼びかけ、少しずつ養育家庭は増えておりますけれども、まだまだ不足をしております。そういったところをしっかりと広げていきたいと思っております。

また、里親の認定に関することや、被措置児童等虐待等に関することとともに、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を審議していただく附属機関として、この審議会がございます。このような形で、2020年には社会的養育を推進していくための体制整備に向けた基本的考え方を明らかにした世田谷区社会的養育推進計画を策定するに当たり、児童福祉審議会に諮問をいたしまして、2021年、令和3年に答申をいただきました。

本日の審議会では、この世田谷区社会的養育推進計画中間見直しの策定に当たっての考え方についての諮問に加え、3件の報告事項がございます。活発な御議論をどうかよろしく願いいたします。

以上で冒頭の御挨拶に代えたいと思いをします。ありがとうございました。

嶋津課長

保坂区長、ありがとうございました。

それでは、本日は保坂区長より児童福祉審議会、松原委員長に諮問をいたします。委員の皆様の上に諮問文の写しを、資料1の2枚目、別紙1としてつけておりますので、御確認いただければと思いをします。区長と松原委員長はモニター側のほうにお進みいただきたいと思いをします。

では、区長から諮問文の読み上げと手渡しのほうをお願いいたします。

[諮問文朗読]

嶋津課長

保坂区長、松原委員長、どうぞ一度御着席ください。

なお、保坂区長は、この後、他の公務のため、ここで退席いたします。保坂区長、どうもありがとうございました。

それでは、諮問が終わりまして、世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～令和11年度）の中間見直しについて、事務局より説明をいたします。では、事務局、よろしくお願いします。

事務局

世田谷区社会的養育推進計画の中間見直しについての御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。資料1を御覧ください。クリップに留まっていると思います。

資料1のかがみ文でございます。1の主旨でございます。令和2年度に策定いたしました世田谷区社会的養育推進計画、現行の計画でございますけれども、これについて、計画中間年でございます令和6年度に取組の進捗状況の検証及び計画の中間見直しを行うこととされてきたところでございます。この見直し計画の策定に当たっての考え方について諮問をするものでございます。

2の諮問文につきましては、先ほどの松原委員長のほうにお渡ししたものでございます。別紙1のとおりでございます。

3の臨時部会の設置についてでございます。別紙2を御覧ください。

1主旨でございます。令和2年度に、今申し上げましたとおり、社会的養育推進計画は家庭養育優先原則を徹底いたしまして、子どもの最善の利益の実現に向けた体制整備を進めるため、当事者である子どもの権利擁護や里親等の養育委託の推進等に向けた目標、また、具体的な内容等について定めた計画でございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和6年度は本計画の中間年に当たることから、計画策定以降の社会情勢の変化ですとか、改正児童福祉法の内容に対応し、これまでの取組状況の評価検証も踏まえた計画の中間見直しを行います。

見直しに当たりましては、専門的かつ広範囲な見地から議論を行う必要があります。児童福祉行政に精通した委員により構成される児童福祉審議会による議論が不可欠であることから、本審議会の下に臨時部会を設置して検討を行っていただきたいと考えております。

2の世田谷区社会的養育推進計画の概要についてでございます。別紙

2-1、中間見直しの概要についてでございます。別紙2-1を御覧くださいませ。

まず、1が、国が示す次期都道府県社会的養育推進計画の見直しの方向性についてですが、次期都道府県社会的養育推進計画の見直しの考え方について、国の資料から抜粋して記載をしているものでございます。

主な見直しの内容ということで、上の右側の箱になりますけれども、この1点目、各資源についての整備目標を設定すること、2点目、適切な評価指標を設定し、PDCAサイクルの効果的な運用を図ること、また、3点目として、改正児童福祉法の内容を踏まえた見直しを行うことなどが挙げられております。

2の計画策定以降の主な区の実績でございます。現行計画策定後の令和3年度以降になりますけれども、主な世田谷区の実績について記載をしております。令和3年度には児童養護施設のグループホームの整備計画をまとめた世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画の策定、令和4年度には虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の開始、令和5年度には包括的なフォスターリング業務委託の開始、対象者等の自立を応援する、せたがや若者フェアスタートの拡充、また、ICT等を活用した児童相談対応業務の実証実験、一時保護所第三者評価の受審等の取組を実施してまいりました。

3の見直しにあたっての考え方でございます。国の示す方向性等も踏まえまして、現在区で想定している見直しの考え方になりますが、1点目が、現在検討中の（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）との整合性を図ってまいります。2点目、都においても令和6年度に東京都社会的養育推進計画の見直しを行うとしております。こちらの施設等の広域利用を行っておりますので、この都計画の動向も踏まえてまいりたいと思っております。3点目、今後、こども家庭庁より示される予定の都道府県社会的養育推進計画の見直し策定要領、今年度中に出るとされておりますけれども、これを踏まえて計画見直しを行ってまいります。4点目、改正児童福祉法の内容ですとか計画策定以降の区の新規取組等を踏まえ、区の具体的な取組方針を盛り込んでまいります。5点目、当事者である子ども・若者の意見を盛り込みます。6点目、区に寄せられる児童虐待及び相談対応件数が増加傾向にあることを踏まえ、在宅支援や虐待に至る前の予防的支援策の強化を盛り込んでまいります。7点目、適切な整備目標・評価指標を新たに設定いたします。8点目、里親等委託率などの数値目標について、これまでの達成状況等も踏まえ再検討を行います。

以上の考え方を基に計画見直しを進めてまいりたいと考えているところでございます。

恐れ入ります。別紙2のほうにもう一度お戻りください。3の検討体制でございます。(1)設置期間ですが、臨時部会の設置につきましては令和6年2月から令和7年3月までの設置を考えております。(2)開催頻度につきましては7回程度を予定しております。(3)臨時部会委員(事務局案)でございますが、世田谷区民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長の明石眞弓様、弁護士の池田清貴様、明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授の川松亮様、一般社団法人たすけあい代表理事の田中れいか様、NPO法人東京養育家庭の会理事長の能登和子様、東京恵明学園乳児部施設長の平本玲子様、児童養護施設東京家庭学校校長の松田雄年様、明治学院大学名誉教授の松原康雄様、大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科准教授の山本真知子様、以上9名の方に今回の臨時部会の委員をお願いしたいと考えているところでございます。(4)の所掌事務につきましては御覧のとおりです。

裏面を御覧ください。4、今後のスケジュールでございます。2月から4月までの間に臨時部会を5回開催し、7月の児童福祉審議会本委員会にて検討状況の御報告をさせていただく予定でございます。その後、9月に区民意見募集を行い、10月と12月に臨時部会を開催し、来年1月の児童福祉審議会本委員会にて答申をいただき、3月に計画策定を予定しております。

なお、参考資料として現行計画の概要版と本編をつけておりますので、後ほど御覧ください。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました件について御意見、御質問などがありましたら、お願いできればと思います。いかがでございますでしょうか。

松原委員長

口火を切らせていただきます。

見直しにあたっての考え方の中で、子ども・若者の意見を盛り込むということが盛り込まれていて、これはすばらしいことだなと思います。スケジュールの中にもヒアリングを予定されておると思っていて、これも評価しますが、それだけでいいのかなという思いもあって、もっと子ども・若者の意見を取り込むシステムが必要だろう。委員の中にも社会的養護の経験をされた委員の方が入っていらっしゃいますけれども、も

つと色々な多様な形で意見を聴取、それから全体的に、社会的養護の経験者という狭い意味で取るだけではなくて、幅広く子ども・若者の意見を聴くということもあっていいかなと思っております。

それからもう1つ、当事者である親、養育者の考え方をどこかで聞けたらなと思っております。

以上、感想と質問を含めて発言をいたしました。

事務局

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今回は委員の中に元当事者も入っていただくなど、当事者の意見をきちんと反映していかなくちゃいけないということで、事務局としても考えているところがございますので、また臨時部会の中で、今のところ従来型のヒアリング等はやっていく予定ではございましたけれども、例えば委員の方に直接現場でヒアリングをしていただくですとか、また、アンケートですとか、そういったような様々な手法についても検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局

ほかにございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本日のこの諮問に関することにつきましては、こちらでということですのでよろしいでしょうか。うなずいていただきましたので、それでは、本日のこの諮問の資料につきましては以上となります。ありがとうございました。

今後の議事につきましては、この後の議事は松原委員長、よろしく願いいたします。

松原委員長

それでは、議事については私のほうで進めてまいりたいと思います。

本日は報告案件が3件用意されております。

最初に、報告(1)令和5年度における各部会の開催状況の報告についてです。まず、各部長より順番に御報告いただき、御意見、御質問については全体の報告が終わった後、まとめて伺うということで、よろしく願いしたいと思います。

では、里親部会より説明をお願いします。

委員

里親部会について私から御報告させていただきます。

本里親部会は、児童福祉法に基づき、世田谷区が里親を認定しようとする際に世田谷区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会でございます。

今年度の部会の審議内容につきまして、お手元にあります、中ほどになりますが、資料2-①を御覧ください。

冒頭、1の開催回数でございます。部会は年3回開催することとして

おり、今年度は昨年7月12日、11月15日に開催いたしました。3回目につきましては今年の3月15日に開催する予定でございます。

次に、2の審議件数でございます。今年度に諮問を受けた件数は合計5件になります。その内訳は、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭が3件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が2件でございます。審議した5件のうち4件が里親として認定が適格、1件が再調査という審議結果となっております。なお、再調査が必要とされた1件につきましては、再調査結果を踏まえて次回の里親部会で審議する予定になっております。

審議に当たりましては住所要件、経済的要件、研修受講状況などに鑑み確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所の職員の方々から丁寧に報告をいただき、そして、各委員の方々から、さらに知りたい項目について確認するなどしながら慎重に審議を行っております。里親部会は学識経験者、医師、児童養護施設の施設長などの委員が、それぞれ専門性に基づき、その家庭の養育や、子どもが委託されるに当たっての留意点についても意見をいただき、このような審議結果となっております。

今後も世田谷区は子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行う必要があると考えております。引き続き慎重な審議に努めてまいります。

最後に、3の令和5年度第3回里親部会についてです。今後の第3回目の里親部会は、先ほども申し上げたとおり、今年の3月15日に開催を予定しております。現時点での審議予定件数は未定となっております。また、世田谷区内におきまして、里親の新規登録数等につきましては、昨年12月28日現在になりますが、参考に記載しております。

御報告は以上となっております。ありがとうございました。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、措置部会より説明をお願いいたします。

委員

それでは、令和5年度における措置部会の開催状況につきまして報告させていただきます。

資料2-②を御覧ください。措置部会では児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

まず、部会の開催回数ですけれども、審議・報告案件がない場合に流会となることを除き、原則として毎月開催することとしております。令和5年度は資料に記載のように、11月12日現在、8回開催しております。審議及び報告件数につきましても資料に記載のとおりです。令和5年度は1月12日現在で審議14件、報告2件を受けております。事例の種別及び内訳につきましても件数の下に記載しております。なお、審議案件につきましても、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。資料2-②の裏ですね。措置部会は児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から被措置児童等虐待の対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べるができることとされております。令和5年度は1月12日現在で区へ2件、被措置児童等虐待通告がございました。区から報告を受け、部会として意見を述べておりますが、いずれの案件についても虐待非該当として、区の調査等対応を認めております。

措置部会からの報告及び説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、児童虐待死亡事例等検証部会より説明をお願いいたします。

委員

それでは、児童虐待死亡事例検証部会について御報告をさせていただきます。

資料の②-3を御覧ください。今年度、令和5年11月13日に、オンライン開催で一度会議を開催いたしました。主な議事ですけれども、2点ございます。1点目は、令和4年度の事例収集結果及び事例検証についてです。こちらについては、別添の資料の児童虐待死亡事例等検証部会検証実施基準に基づいて、年度初回の部会で選定する事例の収集の結果、令和4年度については事務局から該当事例はないという報告を受けております。そのため、令和5年度については即時検証に該当する事例が発生しない限り、検証は実施しないということに確認をいたしました。今現在、即時検証する該当事例も報告は受けておりません。

2点目、令和4年度の選定要否を検討した事例についてですけれども、こちらは、当時は検証の要否を判断するための情報が少ないということで、たとえ検証したとしても情報が少なく、実のある検証ができないのではないかということで、現時点では検証を実施せずに、国立成育医療研究センターの調査研究、CTRに基づいて、検証会議での振り返りや、警察が把握している情報の確認を行うこととしておりました。それを踏まえまして、今年度の本部会では、令和5年2月28日に開催され

ました国立成育医療研究センターでの検証結果の振り返り、そして警察への確認、結果の共有を行いまして、改めて本部会での検証は実施しないということを決定するとともに、成育医療研究センターで検証を開催されましたその提言、例えば新生児訪問ですとか乳児全戸訪問事業の重要視を踏まえて、なるべく周知をして利用していただく、それから、気になる親子についてはいろんな関係者がポイントを共有していく、そういった提言を受けまして、世田谷区としては適切に取り組んでいくことと確認をいたしました。

松原委員長

ありがとうございました。

委員

それでは、最後になります。保育部会より説明をお願いいたします。

保育部会からの報告をさせていただきます。

保育部会では、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。

審議の内容は、保育施設の整備等の前に、その計画の認可基準への適合状況について確認する計画承認と、開園前に再度認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。審議では認可基準への適合状況の確認だけではなく、公認会計士の委員から財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する視点から、事業決定時の附帯条件等への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行っております。認可後、運営への引継ぎ後も改善に向けて取り組んでいただくよう、保育部会としても連携してまいります。

お手元の資料2-④を御覧ください。令和5年度の保育部会の開催状況ですが、現在運営している園の運営法人の変更に関する計画承認と認可に関する案件について、書面開催により審議いたしました。この同じ園の計画承認等認可でございます。キラキラキッズナーサリー下北沢園でございます。審議の結果、適当であると判断しております。

なお、今後については令和6年3月に第2回目を実施予定でございます。そこではまた、いろいろ報告がほかにもあるかと存じます。

今後も、保育の質ガイドラインにも掲げる子どもを中心とした保育が実現できるよう、保育部会としても審議をしっかりと行ってまいります。

保育部会からの御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、報告内容について御質問、御意見を伺いたいと思います。お願いをいたしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

御報告ありがとうございました。私のほうから里親部会の御報告で質

問があります。

区内里親の新規登録、それから登録取消し数ということで、養育家庭、養子縁組里親等を含めて、新規取消しを見ると、取消しがそれなりの数があるなど。この取消しがどういう理由によるものなのかということをお教えいただきたい。例えばその施設、里親家庭の中での虐待があったとか、そのほか不適格事由があるということ。あわせて、これも既に言われていることの確認となると思いますけれども、登録里親数と委託里親数の乖離ですよね。このあたりも併せて御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

松原委員長

これは部会長ですか。事務局ですか。事務局のほうから。お願いいたします。

事務局

事務局のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の取消しなんですけれども、取消しがありました6件につきましては、全て里親家庭からの申出による取消しです。職権での取消しというのはございません。養子縁組里親の場合は、縁組成立により認定の取消しの申出、それから、長い間、里子さんが来なかったことで諦めたという方もいらっしゃいます。養育家庭のほうは転居に伴うものですか、すみません、ちょっともう1件は忘れてしまったんですが、全て本人申出です。

それから、登録家庭数と委託家庭数の乖離ということなんですけれども、東京都から引き継いだ後、世田谷区でもかなり登録家庭数を伸ばしております。児童相談所のほうもマッチングということで取り組んでおりますけれども、今年度に入りましてからは、特にフォスタリング機関のほうにマッチング会議のほうにも参加いたしまして、本委託だけではなく、例えば一時保護委託、そういったものでも里親を活用しております。実際の委託家庭数よりも里親として活躍していただいている家庭数は多くなります。ちょっと今、実数が分からないんですけれども、感触としてはかなり一時保護委託ということで活躍していただいております。

すみません。先ほどもう1件、ちょっと今は分からないというふうにお話ししたんですが、もう1件の方は、御本人の体調、御病気の関係で里親を続けることができなくなったということです。

私のほうからは以上です。

松原委員長

よろしいですか。

委員

ありがとうございます。職権によるということでなくてよかったです。安心しました。

松原委員長 ほかはいかがでしょうか。あるいは、これに関連しての御質問でもいいんですが。

事務局 今、一時保護委託で里親さんに活躍していただいているというお話があったんですけども、今年度、一時保護所のほうが、かなり保護の児童が多くなって定員オーバーになったときもありましたので、本当に里親さんには助けていただいております。今、子どもたちは人数で言うと、子どもの人数で言うと6人、里親さんのお宅のほうでお預かりをいただいております、ただ、兄弟が含まれておりますので、お願いしている御家庭は4家庭になります。

 なので、今年度は本当に、ここにある以上に里親さん。それ以外にもレスパイトということで、本委託している里親さん以外に、年末年始に助けていただいたりということもありますので、この数字よりは活躍していただいているというのが現状です。

委員 先ほど、一時保護委託の里子さんが数名いらっしゃるということなんですけれども、年齢としてはどれぐらいのお子様を委託されているのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

事務局 児童相談所よりお答えいたします。

 ちょっと今、頭の中で思い出しているのであれですけども、小学生が多いです。6名中5名、小学生ですね。1人中学生です。

松原委員長 よろしいですか。

委員 ありがとうございます。

事務局 すみません、先生。数を今、間違えておりました。7名ですね。もう1人。高校生もいました。すみません。なので5家庭ですね。養育家庭は。

松原委員長 5家庭7名。

委員 そうすると、里親のところから学校に行けている状態になっているということですね。

事務局 はい。おっしゃるとおりです。

松原委員長 ほかはいかがでしょうか。

 私は、画面のほうはよく見えているんですけども、横1列なので、かえってこっちが見にくいんですが、大丈夫そうですかね。ありがとうございました。

 それでは、各部会の開催状況についての項目を終えまして、(2)令和4年度世田谷区児童相談所運営状況についての御説明をお聞きしたいと思います。

事務局 資料3を御覧いただければと思います。令和4年度世田谷区児童相談

所運営状況（事業概要）等報告についてでございます。こちらにつきましては、令和5年6月28日に開催した第1回児童福祉審議会において、概要（速報版）ということで御報告をさせていただきました。こちらにつきまして内容が確定しましたので、改めて御報告をさせていただいております。

なお、内容につきましては、ちょっとてにをはを直しましたりとか、数字が1個2個、精査した結果変わっているところはございますが、大きくは変更はございません。

御報告は以上になります。

松原委員長

ありがとうございました。

特にこの点、着目してほしいというようなところはありますか。

事務局

昨年度、児童相談所の第三者評価を実施しておりますので、その結果を掲載させていただいております。

松原委員長

何ページになりますか。

事務局

51ページになります。こちらのほうに掲載をさせていただきまして、第三者評価、評価項目、52ページのほうに書いてありますけれども、評価結果ということで、Sが優れた取組が実施されているということで4つ、Aが適切に実施されているということで58、やや適正さに欠けるということで、Bが3つということで評価をいただいております。Sとして特に評価された点と、Bとして課題とされた点というところは、その下のほうに記載はさせていただいております。

松原委員長

参考までに実施機関を教えてくださいませんか。

事務局

J-O s c h i s でございます。

松原委員長

その時点では世田谷の児福審関係者はいなかったかな。

事務局

評価機関のほうにということですか。当然、世田谷区の児童相談所に、関係者が第三者評価の評価委員として来ることはございませんでしたけれども。ただ、前所長が別の児童相談所の評価委員で出かけたことはあったっけという、そんな感じですかね。

事務局

昨年度は所長は勤務しておりました。元所長が勤務しておりましたので関わっておりませんので、今年度、ほかの自治体に評価委員として伺っているというふうには聞いております。

松原委員長

直接ではなければいいんですけれども、まだ評価機関が少ないので、定期的に受けていくとかぶる可能性があるのでは、ちょっと気になっただけです。

事務局

ちなみに、大学の先生と、あとは北海道のほうからの児童相談所の管理職経験者の方にお越しいただきました。

松原委員長 全般を通じていかがでしょうか。報告、緑の冊子について御質問……。御説明ありがとうございました。

先ほどの里親部会のところでもありましたけれども、登録里親数が前年度よりちょっと少なかったみたいなんですけれども、登録が増えている状況なのか。そのあたりと、登録が必ずしも思わしくないとしたら、どんな要因が考えられるのかなというあたり、もし分かることがあれば教えていただけたらなと思います。お願いします。

事務局 また事務局のほうからお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、5年度は新規の里親登録数が伸び悩んでいる状態ではあります。ただ、登録里親数は増えてはいないんですけれども、今年度登録された方は、ある意味、即戦力として既に受託していただいている家庭もあるという状況で、開設当時、かなり里親に関心を持たれて、登録された方が一旦落ち着きまして、多分、ちょっと感触ではあるんですけれども、子育て経験者の方も何名かいらっちゃって、本当に里親として活躍したいという方に限定されてきているのかなというふうな感じがあります。

あとは、相談件数自体が、今ちょっと伸び悩んでいるところで、普及啓発のほうも力を入れている感じです。

すみません。以上です。

松原委員長 よろしいですか。

委員 ありがとうございます。

ちょっともう重ねてなんですけれども、今年度からフォスタリング機関に全部委託されて、新しいスタートをされていると思うんですけれども、その中での普及啓発がどのように展開されているのかということと、フォスタリング機関が全部委託になったことでの、何か効果というか、よかったことがありましたら教えていただけたらなと思います。お願いします。

事務局 普及啓発は、今、お伝えしたとおり、リクルート研修委託のときからウェブホームページを立ち上げていただいて、それによってとても相談数が令和2年度あたりは、2年度、3年度にかけて伸びたんですね。そこが落ち着いたというか。

今、私も認定前の訪問で、里親さんのお宅に伺ってお話を聞いていると、やっぱり皆さん、何年も悩んでいらして、意を決してという形で御相談いただくので、多分、令和2年度開設で区がやるということで、一定程度悩まれていた方がそこで御相談。今、そこの波がひとつ落ち着いてしまって、少し減っているという。

普及啓発については、いろんなイベント等の機会を捉えて、いろいろPRはしてくださっているんですけども、令和2年度、3年度に新たにやり出したときよりは、ちょっとその辺の新しい手法が、今、少し滞っているかな。児相支援課のほうでラッピング電車ということで、世田谷線に、里親子が暮らしやすい……。何だっけ。後でちょっと補足してもらいますけれども、みんなが暮らしやすい町みたいな、そんなキャッチコピーをつくって電車を走らせてくれているんですけども、なかなか、そう頻繁に通るものではなくて、私もいまだにまだ乗ったことがないので、普及啓発としてのPRとしては頻度が課題かなんていうふうには思っております。

ここから先は、やっぱりもうちょっと、どういうふうにもっと広めていくかということ、来年度はもう少し考えなくてはいけないなと思っ
ているところと、もう1つ、フォスタリングが包括委託になってよかった点というのは、新たに夜間の相談事業も始めてくださったので、それはやっぱり、里親さんからの夜のお問合せがとてもスムーズになっているというところが1つあります。

それから、もともと児童相談所の一部屋をフォスタリング機関のほうに行っていて、毎日顔を合わせて連携よくというふうには、ずっとやってはきたんですけども、包括委託になって、同じ事務室の中にフォスタリング機関さん専用の席を設けておりますので、本当に毎朝、里親担当と打合せをしながら、訪問ですとか、いろんな日程調整をしたりとか、動き方の調整をしたりとかしているのが、とても円滑にできているなと思います。

マッチングについても、マッチング会議ということで、児相の職員とフォスタリング機関の職員とで一緒にやっておりますので、3年間、自前でやって、フォスタリング機関がやる業務の一部を児童相談所の職員がしっかり理解した上で連携が取れているということで、とてもいい流れになっているのではないかなというふうに思っています。そこがなかなかまだまだ数に結びついていないというところが課題ではありますが、引き続き、この取組を続けていけば増えていくのかなというふうに考えております。

松原委員長
事務局

事務局のほうはいいですか。

今、お話しさせていただいたとおり、「里親子が暮らしやすい街は、きっと、あなたも暮らしやすい街。」というコピーをつくりまして、里親子フレンドリーシティということで、今、ラッピング電車も走らせています。私はもう2回ぐらい乗っておりますけれども。写真も撮りました。

その切り口というのは、結局、単純に里親募集していますということではなく、やっぱり地域全体で里親を支えていくということの意識の醸成が必要ではないかというような、そういう視点で、そんなコピーを掲げてやっているところです。

これに合わせて、世田谷線の沿線で4回ぐらいかな。イベントをやっておりまして、あとは沿線の紹介。商店街のお祭りですとか、そういうところでも普及啓発のテントを出して、パンフレットを配ったり、そんなようなことで地道に、また、いろんな切り口で、基礎的自治体でやっているからこそというような取組を重ねているところです。

そういった普及啓発の効果なんかも含めて、社会的養育推進計画の見直しの中で、また御議論いただければと思っております。

松原委員長
委員
松原委員長

よろしいですか。

はい。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

委員

御報告ありがとうございました。報告書を読ませていただいて、うまくいっている部分もあるなというふうに思いました。

昨年度、このフォスタリング業務のときに、やはり育てにくいお子さんもいるので、そういったお子さんに対してどのように距離感を取ったり、育てていく上での、いわゆるスキルも必要なので、そういったものも取り入れてほしいという願いをした覚えがあるんですが、実際そのような研修の中で、そういった育てにくいお子さんに対する関わり方みたいなものは、実際行われているのでしょうか。

事務局

研修のほうは、ともがきさん、東京育成園さん、フォスタリング機関のほうで、いろいろプログラムですとか、講師も考えていただいています。それに加えて、区のほうも、区の発達障害児の支援をやっております、げんきのほうにも講師をお願いしたりとか、あと、小児というか、乳幼児につきましては成育の先生をお願いしたりということで、研修のほうはかなり充実させております。あと、心理の先生をお願いしたり、あと、現場の保健師さんにも、実際のところでお子さんのアタッチメントの話ですとか、育てにくさの対応とかというところもお話ししていただいている状況です。

委員

ありがとうございました。

松原委員長

ありがとうございます。

今日はフォスタリング機関の方はお見えですか。何か補足はありますか。研修の中身で、そういう育てにくいお子さんの関わりについての研

修はされていますか。

傍聴

傍聴させていただいておりました。

今、事務局のほうからお話があったとおり、様々な専門機関の方に御協力いただいて、お子さんの対応について里親さんに知っていただくような、講義形式のものももちろんですけれども、私ども、児童養護施設で、いろいろな子どもたちの対応をしていることもありますので、施設の職員にも入ってもらって、日常生活の中での子どもの見立てについて、里親さんと施設職員で話し合いながら、困難な事例に対してどうやって対応していこうかというふうなワークショップを行ってみたりだとかというような形で、演習だとか事例検討だとかという形式も含めながら行っているのと、あと、それだけでなく、区内の自立援助ホームだとか保育園さんとかにも御協力いただいて、見学実習という形で、実際の現場でどういう対応をしているかというふうなお話も、里親さんに聞いていただいているような取組もしておりますので、少しずつではありますが、里親さんにも、いわゆる困難な状況にある子どもたちの養育というところも、現場を知りながら、また、養育しながら身につけていただけるような形は取れているかなと思っております。

松原委員長

ありがとうございました。

傍聴の方に発言していただくというのは、ちょっと不規則だったかもしれませんが、考えたら、そういう意味で言えば、里親に関連するところは陪席に切り替えて御発言いただいても、いいかなと思うんですね。

事務局

今、私もそう思いました。今後の臨時部会の参加についても考えていきたいと思えます。

松原委員長

陪席等を御検討ください。

それでは、ほかにいかがでしょう。

委員

研修についてお伺いしたいと思います。職員の配置の中で、非常勤が非常に多いと思うんですけれども、非常勤の職員に対しての研修はどのように行われているのか、お伺いしたいと思います。

事務局

児童相談所よりお答えいたします。

非常勤、常勤で研修受講の機会は分けております。外部の研修などで人数制限があるときには、やはり常勤優先になりますけれども、かなり所内でも研修をやっておりますので、それはもう非常勤さんも一緒に出させていただいております。特に、一等最初の4月当初、児相に初めて勤務する職員は、常勤、非常勤に限らず、私どもの開設の理念ですとか、保護所のことですとか、いろいろやはり、仕事をする上で知っていただか

ないといけないことがたくさんありますので、それはもう一緒に、新任者という形で出ていただいております。全てに。

松原委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、本件については以上といたしたいと思います。

次に、報告(3)児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

資料4を御覧ください。こちらの資料は区議会に報告したものでございますけれども、これに沿って説明をさせていただきます。

まず、1の主旨から3の改正児童福祉法の概要までにつきましては、この間、こちらの児童福祉審議会にも御報告をした内容でございます。令和4年6月に成立した改正児童福祉法の対応について、臨時部会で検討したことでか、改正児童福祉法の概要を記載しているものでございますので、説明は割愛させていただきます。

4の最終報告書で示された主な今後の方向性でございますけれども、これも本委員会で御報告した内容ではございますが、おさらいとして、ポイントのみ触れさせていただきますけれども、(1)の子どもの権利擁護の環境整備に関することとして、1ポツ目ですが、児童相談所の措置等に対する不満、不服は原則、児童福祉審議会の措置部会を活用して権利擁護を図るということ、また、(2)の児童相談所による意見聴取等措置に関することとして、国の指針等で示される内容に基づき適切に対応するとともに、児童相談所が意見聴取等措置を行う際は、意見表明等支援事業について丁寧に説明し、意見表明の機会を実質的に確保できるように取り組むこと。最後に、(3)ですが、意見表明等支援事業に関することとなりますが、1ポツ目、意見表明等支援事業は令和6年度から実施すること、2ポツ目、事業の展開に当たりましては、事業の段階的实施や、実際に意見表明等支援員が活動を開始するまでの準備期間を設定することなど、事業展開に係る課題1つ1つに丁寧に対応しながら取り組むことなどが示されたところでございます。

それでは、3ページ目を御覧ください。5でございます。以上の最終報告を踏まえた区としての新たな取組についてでございます。

まず、(1)措置部会への諮問事項の拡充です。先ほど申し上げましたとおり、児童相談所の措置内容等に不服、不満があった際の権利擁護は、措置部会を活用することといたしますが、それに伴い、現在の措置部会への諮問事項、下の点線枠内にそちらは記載しておりますけれども、これに加えて、①として、一時保護の決定、解除について、児童の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例、②として、一時保護や措置の

決定に当たって、当初は児童相談所の援助方針と児童の意向が一致していたが、その後、児童の意向が当該児童相談所の援助方針と一致しなくなった事例。これらについても措置部会の諮問事項といたします。

(2) 子ども本人から措置部会への申立て及び調査員制度の構築として、子どもが児童相談所の措置内容等に不満や不服があった際に、直接児童福祉審議会へ申立てができるよう、仕組みを構築いたします。また、子どもが本人から申立てがあった場合に、円滑かつ公平に調査を行うための仕組みとして、仮称でございますが、子どもの権利擁護調査員として、外部から登用した調査員を委嘱したいと考えております。

4 ページ目を御覧ください。(3) 意見表明等支援事業の実施でございます。1 ポツ目、意見表明等支援事業を新たに区が行う事業として位置づけ、令和 6 年度から外部委託で実施いたします。また、令和 6 年度については、まずは区一時保護所での活動実施を目指して受託者、児童相談所等と意見交換、協議を行った上で実施いたします。2 ポツ目、一時保護所に加えて、区内児童養護施設や里親家庭で生活している子どもへの事業展開に向けて、受託者、児童相談所、施設や里親等と丁寧に意見交換と協議を進め、準備が整ったところから、令和 6 年度中にモデル実施することも含め、段階的に事業のさらなる展開を図ってまいります。3 ポツ目、最後に、他自治体が管轄する施設や里親家庭に措置されている子どもへの事業展開に向けましては、東京都及び特別区児童相談所設置区をはじめとする関係自治体との調整を進めてまいります。

6 は、意見表明等支援事業の概要でございます。

(1) 対象者については、区児童相談所が施設入所、里親委託等を行っている意見聴取の義務対象となっている子どもとします。実施方法は外部委託で、受託者はプロポーザルによって選定をいたします。受託者の実施体制として、受託者は事業の実施に当たりまして、意見表明等支援員の配置、スーパーバイズ機能の整備などを行い、新たな必要な体制を整備していただきます。

(4) 受託者の業務内容でございますが、①意見表明等支援員の養成として、受託者は意見表明等支援員を確保し、区が定める到達目標を踏まえて意見表明等支援員の担い手を養成いたします。次のページを御覧ください。②事業実施に係る児童相談所、一時保護所、区内児童養護施設・里親等との事前調整といたしまして、受託者は区と協力して、これらの関係機関に対する事業説明ですとか、具体的な事象等の調整を行うことといたします。一時保護所、区内児童養護施設・里親等への定期訪問といたしまして、調整が済んだ施設等から順次、意見表明等支援員の定期

的な訪問を開始いたします。なお、活動頻度につきましては、一時保護所が月に2回、その他施設等は個別に調整することといたします。子どもや関係者からの要請に基づく活動といたしまして、事業対象の子どもから意見表明等支援員が訪問を要請された場合にも、速やかに対応するものといたします。アクセス手段の確保及び広報物の作成といたしまして、対象の子どもが意見表明等支援員に訪問を要請する際のアクセス手段や、事業の周知用広報物を作成するものといたします。⑥児童相談所職員等への子どもの意見表明等に係る研修を実施、⑦区内子どもの権利擁護実施機関との連絡会への参加については、記載のとおり取り組んでいただきます。

(5)事業実施後における評価検証は、御覧のとおりでございます。

次のページ、7の経費につきましても御覧のとおりでございます。

8の今後のスケジュールでございますが、既に意見表明等支援事業のプロポーザルを開始しておりまして、3月に事業者を選定し、4月に契約締結、事前調整した上で、4月から一時保護所での活動開始を予定しております。

なお、別紙1に現在既に行っている取組と併せまして、ただいま申し上げた新たな取組について一覧にした資料を、別紙2に新たな調査員制度の対応フローのイメージ、別紙3に意見表明等支援員の役割と対応フローのイメージ、別紙4には意見表明等支援員の役割について、資料を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

スケジュールを見させていただくと、既に募集が始まっているということで、そういう意味では、仕様書的な意味合いも含めて御説明をいただきました。

御質問があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員

もうプロポーザルが始まっているということなので、今の募集の段階を変えることはできないと思うんですが、意見表明等支援事業の概要のところですね。6の対象者のところなんですけれども、意見聴取等の義務の対象となっている子どもというふうに、狭めるというか、制限することに対して、少し余裕を持たせたほうがよいのではないかということがあります。

例えば里親さんのお宅に、もう既に養子縁組をしておいて実子扱いになっているお子さんとか、あとは、ここで、在宅で児童福祉司指導中のお子さんというふうに書いてありますけれども、例えば、意見表

明を必要とされているんだけど、そこにまだかかってきていないお子さんというか、義務の対象ではないんだけど必要とされるお子さんに対して、私はこの意見表明等支援事業はすごく大事だと思っ
まして、ほかに子どもの権利の発言する場があるのは分かるんですけども、例えば養子縁組されたお子さんなどに対しての支援とかというの
も、もし必要であるならば、やはり一緒に考えていくほうがよろしいの
ではないかと思っまして、義務の対象となっていないお子さんでも、例えば何か必要がある可能性があるみたいな形で含められるのが、
いいのではないかというふうに思ったのが1つあります。

もう既にプロポーザルは始まってしまっていますけれども、今後、里親家庭等でモデル事業を実施する際に、里親さん宅で意見表明する、意見表明の方が行かれるということがあったときに、例えば家庭の中で聞かれる子どもと聞かれない子どもがいるという、その差みたいなところが出てくる可能性があるのも、そのあたり、どういうふうに考えるのかといったところを、ちょっと教えていただきたいというか、今後の取組として、どういうふうに考えていらっしゃるのか。この義務とされている、義務対象となっているお子さんというところにくくっている理由というか、含みを持たせられるものなのかというところで、ちょっと御意見をいただきたいというか、回答いただきたいと思っまして。

すみません。よろしくお願ひします。

松原委員長
事務局

大切なポイントだと思っますが。

実は、昨日、措置部会がございまして、やはり権利擁護機関としての関わり、特に、申立てがあった場合の調査委員のお話につきましては、措置部会の皆様はかなり深く関わりがあるものですから、個別にその辺の流れについて、今、御相談を差し上げたりしております。

また、引き続き、そちらのほうは御検討いただきたい、御相談しながら実際の内容を詰めていきたいと思っているんですが、そちらのほうでも、児童福祉審議会の申立ての周知を、直接申立てができるということの周知をどこまでするかというようなことで、やはり既に家庭に戻ったお子さんですとか、あるいは、児童相談所の相談支援員にもかかっているけれども、一時保護にはまだなっていないお子さんが、一時保護をしてくれというような申立てもあり得るんじゃないのかという御指摘もいただいていたところございまして。ちょっとそれと通底しているような話になるのかなと思っています。

ただ、難しいのは、周知をどういうふうにしていくかというようなことになろうかなというふうに思っしておりますけれども、意見表明等支援

事業につきましても、非常に今言われた、なるほど、そういうふうを受け止めがあるんだなというふうに思ったところではあるんですけども、とりあえず令和6年度については、先ほど申し上げたとおり、まず区の一時保護所、区内の児童養護施設、あと、やはり里親さんの家庭については、ここが一番難しいところに恐らくなってくるだろうなと思っているところではあります。そういった意味で段階的にやっていく。里親さんの理解も得ながらやっていくというようなことで考えているところではあります。

さらに、実家庭にということになると、さらにハードルが上がってくる問題だなというふうに。決して排除すべきということで考えているわけではないんですけども、当面のところは、今ここに書いてある、その義務の対象となっていることも、きちっと事業展開して行って、その課題ですとか、そういったものも把握しながら対象を広げていきたいというふうに思っているところではあります。

今いただいたような、実子になった方ですとか、そういったところにつきましても、まだちょっと正直、議論がそこまで進んでいなかったかなというふうには思いますので、ひとつ参考にはさせていただいてと思います。仮に、そういったお声があれば、当然それを受けていくことになるんだろうなとは思っておりますけれども、そこへどういうふうに入っていくか、周知を進めていくかというようなところについては、事業者が決まった後に、また相談しながら、実施しながら、ちょっとやや手探りで段階的にというようなことになると思うんですけども、考えていきたいと思っております。

松原委員長

実際に展開し始めると、いろいろな課題が提起されると思いますので、あらかじめ、がちがちに縛っておかないで、課題から考えるということで進めていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

委員

感想になるかもしれないんですけども、段階的に、やはり学齢期のお子さんが中心になりながら意見を取っていくということかと思いますが、多分、この委員会、部会の中でも、やはり自ら表明できないといえますか、乳幼児、特に乳児というところで、乳児院に措置されているお子さんもいらっしゃると思うので、そのあたりの部分もこれから御検討されていくのかなとは思いますが、ぜひ、本当に私たちも、すごい難しい部分だなと。日頃、お子さんと関わりながら、そのお子さんが何を今求めているのかという視点も、非常に大事にはしているんですけども、こういう表明の事業として展開していくという意味では、また御検

討いたきたいなと思っております。

松原委員長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

多少まだ時間に余裕があるので、閉じてしまってもいいんですが、今日の議論を通じての御意見、御質問でも結構です。

それでは、報告(3)を終えまして、今日準備されました議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

事務局

松原委員長、進行をありがとうございました。あと、委員の皆様も様々御意見いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局から最後に2点ほど事務連絡をさせていただきます。

1点目でございます。本会議の議事録につきましては、また改めて整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録について、御自身の御発言部分、御確認いただきまして、お気づきの点がございましたら事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。その後、区のホームページで本日の資料とともに議事録を公開する、そういった流れになります。

事務連絡の2点目でございます。本日、御退出の際ですけれども、正面玄関は閉まってございますので、時間外通用口を御利用いただくようになります。時間外通用口は、本日遅く来られた方は、もし地下から来ていただいた方は同じところから戻っていただくんですけども、エレベーターで地下1階に下りていただいて、右側に進んでいただいて、お帰りいただける流れになります。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。本日は皆様、どうもありがとうございました。オンラインの皆様も、どうもありがとうございました。